



事 務 連 絡

平成30年6月26日

各都道府県トラック協会

専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

役員待遇審議役 入 谷 誠

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への周知について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月30日付けの事務連絡「コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について」において協力の依頼をさせていただいたところですが、平成30年6月16日に公表された大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じています。

これを受けて、今般、標記につきまして、環境省自然環境局長より国土交通省総合政策局長宛に通達が発出され、コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施していただくための対応等について、改めて周知するよう依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解のうえ、特に国際海上コンテナ輸送を行う傘下会員事業者に対し、環境省通達の別添に記載されている対策について可能な範囲で対応いただきますよう、再度の周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話03-3354-1045 FAX03-3354-1019

事 務 連 絡
平成30年6月25日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への再協力依頼について

平成30年3月29日付けの事務連絡「コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への協力依頼について」において、周知の依頼をさせていただいておりました。

平成30年6月16日に公表された大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じています。

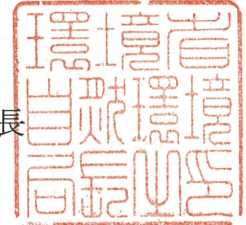
これを受けて、別添のとおり、環境省からコンテナへのヒアリ侵入防止等に係る発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施していただくため、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、周知するよう依頼がありましたので、貴協会におかれましては、傘下事業者に対し改めて周知いただくようお願いいたします。

なお、コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法及びヒアリと疑われるものの発見時の対応については、別紙の事業者向けのヒアリ対応のリーフレットも併せてご参照いただきますようお願いいたします。

環自野発第 1806221 号
平成 30 年 6 月 22 日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への周知について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、今年も 3 事例が加わり、現在までに 12 都府県で 29 事例が確認されています。

上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものです。貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため、別添の内容について協力いただくよう、平成 30 年 3 月 29 日付け環自野発第 1803293 号のとおり依頼させていただいたところです。

今般、平成 30 年 6 月 16 日に公表した大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じました。発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施いただくよう、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、下記の注意点をお知らせしますので、別添とともに改めて周知願います。

記

1. ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応について

まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

<多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合>

- ・コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置※1してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。
- ・可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、ヒアリが逃げ出さないよう対応してください。

※1 外来生物法により、特定外来生物は輸入や国内での移動等が禁止されており、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

<アリ類が少数しかおらず※2、逃げ出す恐れのない場合>

- ・市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。

※2 少数に見えても積荷の隙間や床板の中に多数潜んでいる可能性がありますので、慎重に判断する必要があります。

*詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」のP.9～11を参照して下さい。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/boujonituite.pdf>

*連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

2. 作業時の安全確保について

<ヒアリに刺されないための対策例>

- ・長袖や厚手のゴム手袋を着用する
- ・長靴を履く（長靴に虫除けスプレーを塗布するとより安全）、又はヒル避けの足袋で足首などを包み、その上から靴を履く
- ・ヒアリの採集が必要な場合は、ハンディ掃除機を使用するなど、極力素手での作業を避ける

<ヒアリに刺された場合の対処例>

- ・まずはよく冷やす
- ・虫刺され用ステロイド入り軟膏などを塗る（化膿などを予防するため）
- ・アレルギー体質が疑われる場合や複数回刺された場合等は、30分から1時間程度は出来るだけ安静にし、誰かが様子を見られる状況に置く
- ・全身のかゆみ、息苦しさ、腹痛などが現れたら、救急車を呼ぶなどして速やかに病院を受診する

以上

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

ヒアリは、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 12 都府県で 26 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。26 事例のうち、現段階では国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

わが国へのヒアリの侵入を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港又は経由するコンテナについて、安全面を考慮した上、可能な範囲で下記の対策にご協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受け取り時の確認

空コンテナ受け取り時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注 1）。このため、空コンテナ受け取り時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

（注 1）環境省平成 29 年 7 月 13 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックしてください。

コンテナ内にヒアリの集団がいる場合には、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならず等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

- **積荷の確認**

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注 2）。

（注 2）環境省平成 29 年 11 月 9 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

※毒餌（ベイト剤）の設置について

輸送中の毒餌（ベイト剤）のコンテナ内での使用については、輸出国における法的位置づけ等を関係機関に照会中であり、その使用の可否を確認中のため、現段階では使用を控えるようお願いします。

2. コンテナヤード等における確認

- **荷揚げされたコンテナの確認**

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検出来る範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

- **開封・積荷搬出時のコンテナの確認**

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、あらためてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

● 積荷搬出後の確認

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックします。

コンテナ内にヒアリの集団がいる場合、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、ヒアリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の P.9～11 を参照して下さい。<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/boujonituite.pdf>

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家で行えず、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしまいそうな時は、環境省や地方公共団

体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められませんので、事業上大きなリスクが発生します。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

○ 神戸市

荷物積み出し時等における留意事項

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/alian_species/manual.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について

本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。ヒアリの点検は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

ヒアリの特徴

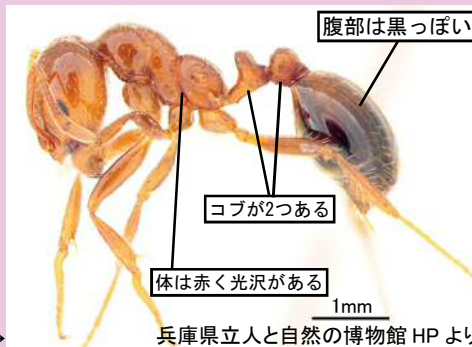
【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある
- ・コブ（腹柄節）が2つある

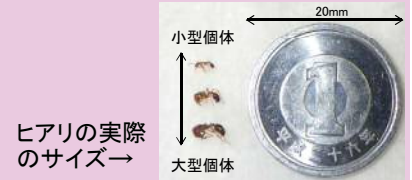
【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている

顕微鏡でみたヒアリの側面→



兵庫県立人と自然の博物館 HP より



より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考にしてください。



デバンニング作業時のチェック箇所

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）



◎ 扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



◎ 積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？



◎床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリがいないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ 通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いていないか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？

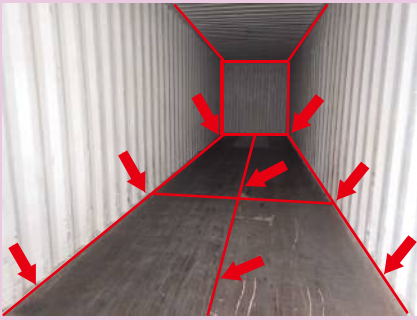


○ 外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いていないか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

空テナメンテナンス時のチェック箇所



床板・内壁・天井

- ・床上にアリがいないか？→特に**傷んだ床板の隙間**、四隅や壁際のエッジ部分（**矢印部・赤線部**）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？



扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（**赤線部**）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか（**矢印部**）？内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（**矢印部**）？
- ・外壁・屋根をアリが歩いているか？



コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（**矢印部**）の内部にアリが隠れていないか？



補足：テナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるテナは補修することが望ましい。

※ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

テナ内の点検時に注意すること



点検作業イメージ

- ・テナ内の点検をする時は、ライト等で照らしながらかこなう。
- ・空テナ点検時は、木槌で床の四隅をたたき、床板を踏みならす等の振動を与えて、床板の隙間に潜むアリが出てこないかチェック。

※出てきたヒアリには十分注意して下さい！

テバン後・メンテナンス時にテナ内を清掃する方へ



参考：テナ床上で発見されたヒアリの死骸

- ・掃き掃除や水洗いの衝撃でヒアリが床板の隙間等から出てきていないかチェック。
- ・掃き集めたゴミの中にヒアリが混入していないかチェック（死骸でも報告する）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないで下さい！

屋外のテナでヒアリを発見した場合

ヒアリが地面へ逃げ出していないか？



- ・テナの揚げ降ろしで舗装に発生した亀裂や窪みの中、アスファルト片、土砂の下は念入りにチェック。

※手袋を着用し、スコップ等を使用して下さい！

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

ヒアリ発見時の対応

本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの発見した際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。ヒアリ発見時の対応は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

I. 実施する事項

※発見されたアリが死骸のみの場合は、**連絡**へ

コンテナ内・デバン中の荷物で発見した場合	施設の地面や床面・コンテナの外表面・デバン後の荷物で発見した場合
<p>アリを拡散させないように刺激を与えず扉を閉めて静置（可能であれば、現場の写真を撮影）</p> <p>※アリの数が少ないように見えても、積荷の間隙や床板の中に多数潜んでいる可能性があります。 ※コンテナ外に搬出された荷物に付着している場合（単独または少数）は、スプレー式殺虫剤（即効性のピレスロイド系薬剤）でアリの駆除することも可。</p>	<p>原則、拡散させないように刺激を与えず静置（可能であれば、現場の写真を撮影）</p> <p>※ただし、単独または少数個体で拡散のおそれがない場合は、スプレー式殺虫剤（即効性のピレスロイド系薬剤）でアリの駆除することも可。</p>

連絡

都道府県の担当部局（裏面）へ連絡し、①発見場所の状況、②アリの概数、③駆除の状況、④被害の有無等を伝える。→以降の指示を仰ぐ。

駆除した場合は以下の①②を実施

静置した場合

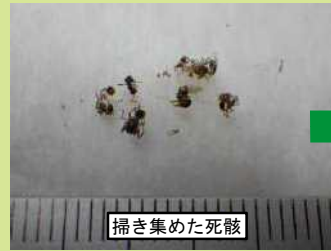
- ① 駆除したアリの死骸を採取（下記「提出用の検体採取〔簡易版〕」を参照）
- ② アリが発見された現場の写真を撮影

→ 終了

提出用の検体採取〔簡易版〕

- ① 駆除したアリはハケ等で丁寧に集める（アリが全て死んでいることを確認）。
- ② 可能な限りゴミを除き、潰れないようティッシュで軽く包み、チャック付きポリ袋等に入れて密閉。
- ③ 発見日や発見場所等を書いたメモを添えて、宅配便等で送付（送付先は都道府県の担当部局〔裏面〕に問い合わせる）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないこと。生き残りのアリには、十分注意すること。



II. 地面でアリの発見した場合に可能なら実施する事項

都道府県や環境省の担当者が現場に到着するまでの間、可能なら以下を実施。

・周辺*の空コンテナについて

安全に開閉可能な最下段のコンテナ内部を確認

・周辺*の実入りコンテナについて

最下段のコンテナ外部（特に扉周囲、通気口）を確認



※25m以内（目安として40ftコンテナの長辺2本分、短辺10本分以内）

※環境省等の指示等に備えて実施するのが望ましい事項

侵入コンテナが特定できる場合
(コンテナ内やデバン中の荷物で発見)

- 《想定される環境省等からの指示・要請》
- ・ 当該コンテナの経路特定
 - ・ 当該コンテナの駆除処理等に伴う移動制限
 - ・ 周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

侵入コンテナが特定できない場合
(施設の地面や床面で発見)

- 《想定される環境省等からの指示・要請》
- ・ 発見場所周辺の複数のコンテナの移動制限
 - ・ 周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

連絡・調整

上記を踏まえ、施設管理者を通じて関連各位（荷主、前後の物流業者、船会社等）に連絡・調整しておくことが望ましい。

赤：コンテナ内やデバン中の荷物で発見 青：施設の地面や床面で発見

関係官署連絡先

H30. 4. 1現在

NO.	都道府県	担当部局名	連絡先
1	北海道	環境生活部環境局生物多様性保全課	011-231-4111 (代表)
2	青森県	環境生活部自然保護課	017-722-1111 (代表)
3	岩手県	環境生活部自然保護課	019-651-3111 (代表)
4	宮城県	環境生活部自然保護課	022-211-2111 (代表)
5	秋田県	生活環境部自然保護課	018-860-1111 (代表)
6	山形県	環境エネルギー部みどり自然課	023-630-2211 (代表)
7	福島県	生活環境部自然保護課	024-521-1111 (代表)
8	茨城県	生活環境部環境政策課	029-301-1111 (代表)
9	栃木県	環境森林部自然環境課	028-623-2323 (代表)
10	群馬県	環境森林部自然環境課	027-223-1111 (代表)
11	埼玉県	環境部みどり自然課	048-824-2111 (代表)
12	千葉県	環境生活部自然保護課	043-223-2110 (代表)
13	東京都	環境局自然環境部計画課	03-5321-1111 (代表)
14	神奈川県	環境農政局緑政部自然環境保全課	045-210-1111 (代表)
15	山梨県	森林環境部みどり自然課	055-237-1111 (代表)
16	新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-285-5511 (代表)
17	静岡県	くらし・環境部環境局自然保護課	054-221-2455 (代表)
18	石川県	生活環境部 自然環境課	076-225-1111 (代表)
19	福井県	安全環境部自然環境課	0776-21-1111 (代表)
20	岐阜県	環境生活部環境企画課	058-272-1111 (代表)
21	愛知県	環境部 自然環境課	052-961-2111 (代表)
22	三重県	農林水産部みどり共生推進課	059-224-3070 (代表)
23	富山県	生活環境文化部自然保護課	076-431-4111 (代表)
24	長野県	環境部 自然保護課	026-232-0111 (代表)
25	滋賀県	琵琶湖環境部自然環境保全課	077-528-3993 (代表)
26	京都府	環境部自然環境保全課	075-451-8111 (代表)
27	大阪府	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課	06-6941-0351 (代表)
28	兵庫県	農政環境部環境創造局自然環境課	078-341-7711 (代表)
29	奈良県	くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課	0742-22-1101 (代表)
30	和歌山県	環境生活部環境生活総務課	073-432-4111 (代表)
31	鳥取県	生活環境部緑豊かな自然課	0857-26-7111 (代表)
32	島根県	環境生活部自然環境課	0852-22-5111 (代表)
33	岡山県	環境文化部自然環境課	086-224-2111 (代表)
34	広島県	環境県民局自然環境課	082-228-2111 (代表)
35	山口県	環境生活部自然保護課	083-922-3111 (代表)
36	徳島県	県民環境部環境首都課	088-621-2500 (代表)
37	香川県	環境森林部みどり保全課	087-831-1111 (代表)
38	愛媛県	県民環境部環境局自然保護課	089-941-2111 (代表)
39	高知県	林業振興・環境部環境共生課	088-823-1111 (代表)
40	福岡県	環境部自然環境課	092-651-1111 (代表)
41	佐賀県	県民環境部有明海再生・自然環境課	0952-24-2111 (代表)
42	長崎県	環境部自然環境課	095-824-1111 (代表)
43	熊本県	環境生活部自然保護課	096-383-1111 (代表)
44	大分県	生活環境部	097-536-1111 (代表)
45	宮崎県	環境森林部自然環境課	0985-26-7111 (代表)
46	鹿児島県	環境林務部自然保護課	099-286-2111 (代表)
47	沖縄県	環境部自然保護課	098-866-2333 (代表)

北海道地方環境事務所 野生生物課	011-299-1950 (代表)
釧路自然環境事務所 野生生物課	0154-32-7500 (代表)
東北地方環境事務所 野生生物課	022-722-2870 (代表)
関東地方環境事務所 野生生物課	048-600-0516 (代表)
中部地方環境事務所 野生生物課	052-955-2130 (代表)
信越自然環境事務所 野生生物課	026-231-6570 (代表)
近畿地方環境事務所 野生生物課	06-4792-0700 (代表)
中国四国地方環境事務所 野生生物課	086-223-1577 (代表)
九州地方環境事務所 野生生物課	096-322-2400 (代表)
那覇自然環境事務所 野生生物課	098-836-6400 (代表)